

令和5年度  
掛川市保育士宿舎借り上げ支援事業  
～実施要領～

掛川市こども政策課



令和5年3月

# 目次

---

I	概要・予算額	1
II	事業内容・補助対象	2
III	申請方法・補助金の支払い等	3
IV	保育士宿舎借り上げ支援事業 Q&A	6
	各種様式・記載	10

# I 概要・予算額

## 1. 目的

保育士確保策の一環として、雇用する保育士用の宿舍(賃貸マンション・アパート等)の借り上げを行う法人に対し、その経費の一部を補助することで、保育士が働きやすい環境を整備し、保育士の確保を促進するとともに、就業継続及び離職防止を図る。

また、当該事業を実施することによって、保育士の市外流出を防ぎ、本市への定住を促進していく。

## 2. 予算額

令和5年度当初予算額：6,048千円

## 3. 対象施設

- ・認定こども園、認可保育所(公立除く)
- ・地域型保育事業(小規模保育事業及び事業所内保育事業)
- ・企業主導型保育事業

## 4. 対象者

勤務する**常勤保育士**のうち、採用された日から起算して**7年以内**の者

※**常勤保育士**

- ・1日6時間以上かつ月20日以上勤務の保育士又は保育教諭
- ・正規、非正規は問わない
- ・保育補助者、調理員、事務員等の保育士・保育教諭以外は対象外

【留意事項】

- ・本人及び同居者が住居手当その他これに類する手当を受けていると、補助対象となりません。
- ・法人で採用された日から起算して、7年以内の者が対象となります。同一法人及び系列法人の運営する施設間で異動等がある場合、現在勤務している施設における勤務年数で算定するわけではありませんので、注意してください。

## Ⅱ 事業内容・補助対象

### 1. 事業概要

#### (1) 概要

事業者が借り上げた宿舎に保育士を居住させる場合、宿舎借り上げに係る経費の一部を補助

#### (2) 対象経費

賃借料、共益費(管理費)

〈対象外の経費〉

礼金、更新料、敷金、駐車場代、水道・光熱費、自治会費 等

#### (3) 対象宿舎(物件)

事業者が借り上げている掛川市内の物件 ※事業者や職員が所有する物件は対象外

#### (4) 補助額(補助率)

- ・補助基準額 : 56,000 円(保育士1人当たり)
- ・補助率 : 対象経費の4分の3 ※1,000 円未満切り捨て
- ・事業者負担 : 4分の1以上
- ・保育士が家賃の一部を負担する場合は、当該金額を差し引いた額を補助

〈事例〉

	月額家賃	保育士負担	事業者負担額	補助額	計算式
例1	60,000 円	0円	18,000 円	42,000 円	$56,000 \text{ 円} \times 3/4$
例2	60,000 円	4,000 円	14,000 円	42,000 円	$(60,000 \text{ 円} - 4,000 \text{ 円}) \times 3/4$
例3	50,000 円	0円	13,000 円	37,000 円	$50,000 \text{ 円} \times 3/4$
例4	90,000 円	30,000 円	18,000 円	42,000 円	$90,000 \text{ 円} - 30,000 \text{ 円} = 60,000 \text{ 円}$ (基準額超過のため) → $56,000 \text{ 円} \times 3/4$

## 2. 補助対象

令和5年(2023年)4月から令和6年(2024年)3月までのうち、以下の条件を満たす期間

＜補助対象期間＞

次の3点全てを満たしている期間(月単位)

- ① 事業者が対象宿舎(物件)を借り上げている。
- ② 対象宿舎に対象職員が居住している。
- ③ 対象施設で対象職員を雇用している。

(注)当該事業の予算要求は単年度ごとに実施します。

次年度以降の実施は保育士不足の状況や国の補助事業の実施状況等を勘定して、事業継続を検討していく予定です。

## Ⅲ 申請方法・補助金の支払等

### 1. 申請、補助金支払(スケジュール)

#### (1) 交付申請書等の提出(受付)

次の期限までに申請書を提出(園⇒こども政策課)

【提出書類】

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支予算書(様式第3号)
- ④ 賃貸契約書(写し)
- ⑤ 資格証(写し)
- ⑥ 保育士の住民票(写し)
- ⑦ 保育士の履歴書(写し)
- ⑧ 企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書(写し)(企業主導型保育事業のみ)

【提出期限】※通年で申請を受け付けます。

・**補助を受けようとする月の月末**

例1) 6月 20 日から入居した場合、7 月末日までに提出(6月は対象外)

・事業実施年度内で提出期限を経過してから当該申出書を提出した場合は、提出した日を含む月の初日から補助対象

例2) 6月 20 日に補助要件を満たし、8月に書類を提出した場合は8月から補助対象

【留意事項】

・入居した日は住民票の「住所を定めた年月日」とする。

⇒保育士が転居の手続きを行う際は、「住所を定めた年月日」の指定に注意！

・郵送による提出も可能ですが、当課へ到着した日を受付日として取り扱いますので、郵送される際は、提出期限に余裕をもってご対応願います。

## (2) 実績報告

注)書類の提出について、交付決定された事業者に対し、当課から依頼します。

【提出書類】

- ① 実績報告書(様式第5号)
- ② 事業実績書(様式第2号)
- ③ 収支決算書(様式第3号)
- ④ 領収書その他の事業に要した経費の額を証する書類

【提出期限】

事業完了の日から起算して 10 日経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日まで

## (3) 請求の手続き

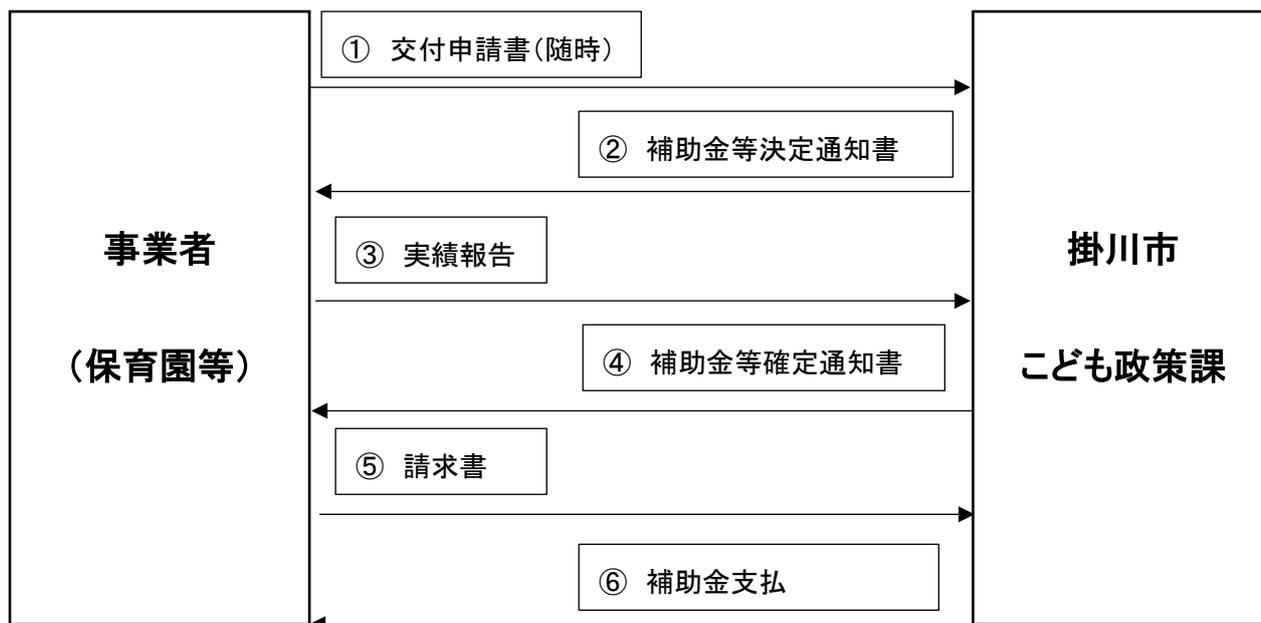
【提出書類】

請求書(様式第6号)

【提出期限】

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日経過した日まで

### ～事務手続きの流れ～



## 2. 保育士(保育教諭)の募集

- ・保育士宿舎借り上げ支援事業の実施を予定されている事業者は、募集要項等に当該事業について盛り込むなど、効果的に活用ください。
- ・ご不明な点については下記まで御連絡ください。

### 【様式のダウンロード】

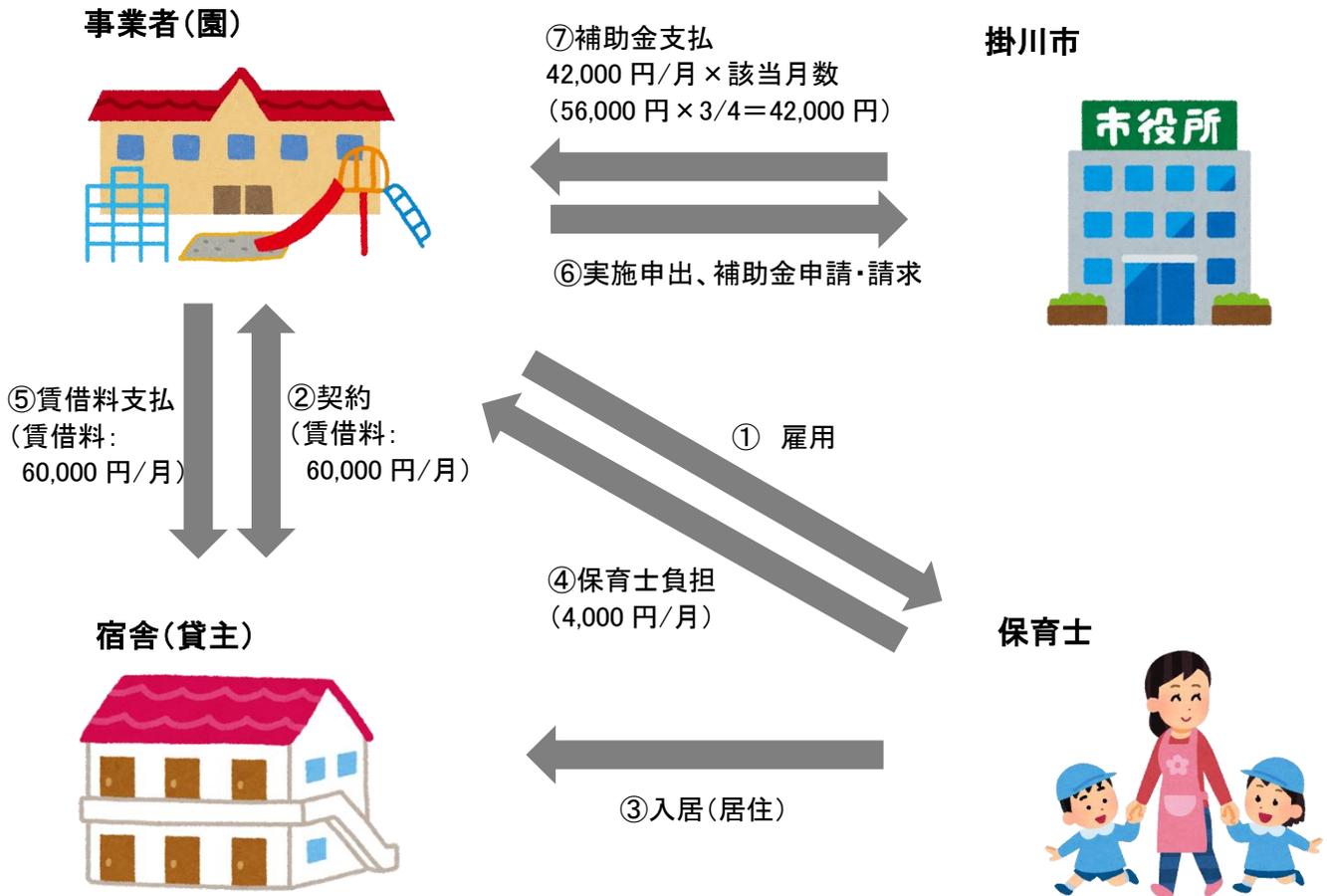
子育て総合案内サイト「かけっこ」-知りたい-認定こども園・保育園・幼稚園-職員・法人向け

<https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/kakekko/docs/392292.html>



〒436-8650 掛川市長谷一丁目一番地の1  
掛川市こども希望部こども政策課  
TEL:0537-21-1211  
FAX:0537-21-1163  
MAIL:[kodomoseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp](mailto:kodomoseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp)

<イメージ図> (※賃借料:60,000 円、保育士負担 4,000 円の場合)



## IV 保育士宿舎借り上げ支援事業 Q&A

Q1 現在、住宅手当を支給していますが、補助金の対象になりますか。

A1 保育士に直接支払う住宅手当等の家賃補助は対象になりません。法人が宿舎を借り上げたことによって生じた経費(家賃等)が対象になります。

Q2 現在、保育士がアパートを借りて居住していますが、そのアパートを法人が借り上げれば、補助金の対象になりますか。

A2 変更契約等を行い、法人がアパートの家賃を支払う場合は、補助金の対象になります。

Q3 4月からアパートを法人が借り上げていますが、保育士が5月から入居する場合、4月分は対象になりますか。

A3 アパートを借り上げただけでは、補助対象にはならず、実際に保育士が入居する必要がありますので、4月分は対象外です。保育士が入居する5月分から補助要件を満たしていれば対象になります。

Q4 保育士も一部家賃負担をする場合、対象になりますか。

A4 家賃から保育士本人が負担している金額を除いた金額が補助対象になります。

(例) 家賃 70,000 円

－本人負担 20,000 円

補助対象 50,000 円 ⇒50,000 円の 3/4 を補助

Q5 4月1日採用の保育士が、前月の3月から入居している場合は、対象になりますか。

A5 採用された日から起算するため、3月分は対象外です。

Q6 月途中に入居した場合又は月途中で退去した場合の補助金はどうなりますか。

A6 補助対象期間は月単位となります。月途中に入居した場合は、翌月からとなり、月途中で退去した場合は、前月までが補助対象となります。

(例)

4月21日に入居した場合・・・補助要件を満たしていれば5月分から補助対象となる

8月21日に退職した場合・・・7月分までが補助対象となる

Q7 月途中で申請済みの保育士が転居し宿舎が変更となった場合の補助金はどうなりますか。

A7 転居して宿舎が変更となった場合は、日割りでの補助金申請が可能となります。ただし、転居前施設の補助対象期間と転居後施設の補助対象期間が連続しない場合は、両施設について、日割り計算での補助申請は不可となります。契約更新等により補助対象経費が変更になる場合も同様です。

(例)

転居前施設の補助対象期間が7月10日まであり、転居後施設の補助対象期間が7月15日からである場合、転居前の補助対象終了日は6月末日。転居後施設の補助開始日は8月1日からとなります。

Q8 常勤であれば、パート勤務でも補助対象になりますか。園長も対象になりますか。

A8 1日6時間以上かつ月20時間以上の勤務であれば、雇用形態は問いませんので、パート勤務の方も補助対象になります。

また、園長や地域型保育事業における管理者等も補助対象になります。

勤務時間及び勤務日数は、交付申請書の提出時に、勤務証明書により確認させていただくとともに、実績報告時に賃金台帳、雇用契約書及びシフト表等で確認させていただく場合があります。

万一、1日6時間以上かつ月20日以上勤務が確認できない場合は、補助対象外とさせていただきます。

Q9 単身者でないといけませんか。同居の親族や配偶者がいる場合どうなりますか。

A9 単身者でなくとも要件を満たしていれば、対象になります。

Q10 産休や育休等、休職中の場合は対象になりますか。

A10 雇用形態が継続されている場合で、その他補助要件を満たしていれば、対象になります。

Q11 A法人に採用されて11年目になる保育士が、A法人が運営する他の園に異動して1年目という場合、対象になりますか。

A11 法人に採用されてから7年目までの保育士が対象になりますので、採用後11年目の方は、新たな保育園で1年目であっても本事業の対象外となります。

Q12 令和6年度(2024年度)以降も事業を継続していく予定ですか。

A12 保育士不足の状況や国の補助事業の実施状況等を勘定して、事業継続を検討していく予定です。

Q13 保育士とみなす看護師や准看護師も対象になりますか。

A13 保育士・保育教諭のみが対象となります。

Q14 賃借料に駐車場代、自治会費、水道・光熱費等が含まれる場合は、対象になりますか。

A14 原則対象になりません。しかし、賃貸借契約上、駐車場代、自治会費、水道・光熱費等が賃借料の中に含まれ、賃借料を明確化することが困難である場合は対象経費に含むことをやむをえないものとします。

Q15 4月30日に引っ越しをして、5月1日から宿舎で暮らしていますが、市の窓口で転居の手続きを行った際、「住所を定めた年月日」を5月10日とし、住民票に記載されています。この場合、入居日はどうなりますか。

A15 住民票に記載されている「住所を定めた年月日」を入居日として取り扱います。実際に暮らし始めた日が「住所を定めた年月日」に反映されるよう、転居の手続きを行ってください。

Q16 病児・病後児保育事業や子育て支援センター選任の看護師は当該事業の対象になりますか。

A16 当事業は「保育士」を対象としているため、対象になりません。

Q17 各月の賃借料を前月に支払う契約になっているが、問題ないか。

A17 賃借料は必ずしも当月に支払わなければならないわけではありません。

(例)

4月分の賃借料を前月の3月に支払っても、後月の5月に支払っても問題はありません。ただし、実績報告(補助事業完了報告)の提出時には、「宿舎の借り上げに係る経費を支払ったことを証する書類(領収書等)」を提出していただく予定です。

そのため、各園で領収証等の管理・保管を徹底していただきますようお願いいたします。

第1号様式

掛川市保育士宿舎借り上げ支援事業交付申請書						
補助対象宿舎	宿舎住所	掛川市				
	賃貸借契約日	年 月 日				
	契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
	賃貸人					
	利害関係者の有無	第2条第6項に規定する <input type="checkbox"/> 利害関係者である <input type="checkbox"/> 利害関係者ではない				
	賃借料①	円 ※月額	合計			
	共益費②	円 ※月額	①+②+③		円	
	管理費③	円 ※月額	①+②+③-④		円	
	保育士負担④	<input type="checkbox"/> 有 (保育士負担額 円) <input type="checkbox"/> 無				
補助対象保育士	保育士氏名			生年月日	年 月 日	
	勤務する施設名			住所を定めた年月日	年 月 日	
	施設類型			住居手当	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	採用年月日	年 月 日		勤続年数	年 目	
	1日の勤務時間			月の勤務日数	日 (当月予定)	
	職 名	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保育教諭				
	同居人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		同居人の住居手当	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	家族構成	世帯主氏名				
	世帯主以外の同居家族 ※ ( ) に世帯主との続柄を記入	( )	( )	( )	( )	( )
<p>&lt;添付書類&gt;</p> <p>①賃貸借契約書(写し) ②資格証(写し) ③保育士の住民票(写し) ④保育士の履歴書(写し) ⑤企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書の写し(企業主導型保育事業のみ)</p>						
<p>上記のとおり申し出ます。なお、市長が事業所等に関する市税納付状況を確認することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 掛川市長</p> <p style="text-align: right;">所在地 名 称 代表者氏名 (自署しない場合は、押印してください。)</p>						

様式第2号

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

事業者の名称（ ）

事業名（ 保育士宿舎借り上げ支援事業 ）

事業期間 （実施日）	令和 年 月 日から令和 年 月 日
事業の目的	
事業の内容	
期待される効果	

様式第3号

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

事業者の名称（ ）

事業名（ 保育士宿舎借り上げ支援事業 ）

（収入）

区 分	予 算 額 (円) (変更後予算額) (決算額)	説 明
掛川市補助金		
法人自己負担		
合 計		

（支出）

区 分	予 算 額 (円) (変更後予算額) (決算額)	説 明
合 計		
(うち対象外経費)		

様式第4号

掛川市保育士宿舎借り上げ支援事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地  
申請者 名 称  
代表者 ㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた掛川市保育士宿舎借り上げ支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類 別紙のとおり
  - (1) 変更事業計画書
  - (2) 変更収支予算書
  - (3) その他

実績報告書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地  
報告者 名称  
代表者 ⑩

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた掛川市保育士宿舎借り上げ支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 添付書類 別紙のとおり
  - (1) 事業実績書
  - (2) 収支決算書
  - (3) その他
- 3 補助金交付申請書と相違した場合は、その理由
- 4 交付決定を受けた額 円
- 5 その他

---

上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査(検査)担当者 氏 名 ⑩

審査結果の意見

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の確定を受けた掛川市保育士宿舎借り上げ支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地  
 申請者 団体名  
 代表者氏名  
 電 話

印

○振込先口座

口座情報	金融機関名			本(支)店 ・支所名				
	口座種別	普通・当座	口座番号					
口座名義	(フリガナ)							
	氏名							